

日の控訴審判決で有罪判決が下された。これは不当な判決であり、裁判所を糾弾するとともに、上告し最高裁で無罪判決を勝ち取ることをここに宣言する。

控訴審において検察側は他の商業ビラ配布事例でも、逮捕・起訴された事件があり、有罪になつた例もあると主張してきた。しかし、一日に何百万枚ものチラシがポストに配布される中で、検察側の上げた事例はそのうちのごく一部でしかなく、検察側に都合のいい事例のみを取り上げたものである。ピンクチラシと言えども配布を即逮捕・起訴することは大いに問題だが、本件事例とは共通項が少なく、検察側の都合のいい事例のみを取り上げたきらいがある。裁判所は残念ながら、こうした側面を見ずに検察側の主張を受け入れたのである。

私たちは一審に引き続き、改めてこの弾圧の不当性を公判廷で明らかにしてきた。一審の無罪判決では全国紙・地方新聞が大きくこれを取り上げた。社説などで取り上げた新聞も多數あり、その社説の主張はすべて無罪判決を支持し、警察・検察の捜査や起訴を何らかの形で批判するものだった。世論そのものが無罪判決を圧倒的に支持したと言える。

懲念ながら、判決後も葛飾区ではマンショングラフィックを入れる事件があり、また今年秋に起訴する事件があり、また今年秋に

は世田谷での官舎チラシ入れを国公法違反で起訴するという事件も起きた。チラシ入れを様々な法律を流用し、こじつけで逮捕・起訴する流れそのものには歯止めがかからない。

今年秋の総選挙でも多数の政党チラシが地域に配布された。こうした政党の政治活動にとってポスティングは政治的な主張を人々に伝える重要な伝達手段である。それは市民運動でも同様である。これまで反戦チラシや日の丸君が代押しつけられたり上げたものである。

控訴審不当判決に対する声明文

一〇〇五年一二月九日

立川反戦ビラ弾圧救援会
立川自衛隊監視アクト村

構成要件該当性については、一審も認めおり、判決のポイントは違法性判断の逆転にある。

①商業ビラへの対応との比較がなされていない。一審無罪の根拠となつた憲法21条「商業的表現の自由への政治的表現の優越」が一切むしされている。

②ビラ撒きの「目的・態様」が「居住者に不快感を与えた」と断定し、一審判決の「イラク派兵への多様意見が自衛官の中にもある可能性」についてまったく触れていない。

③防衛廳や警察からの正式な抗議なく強制捜査が行なわれた経緯が一切触れられておらず、被弾圧者に「違法性の認識があつたのに繰り返した」と断定している。

文責・森

こうした中で高裁判決は、極めて政治的な意味を持つ。東京高裁は、人権の砦としての役割を放棄し、不当にも、表現行為の弾圧につながる有罪判決を下した。救援会・弁護団・テント村は本日までの裁判闘争を支えてくれたすべての人々に深く感謝する。そしてここに完全無罪判決を勝ち取るまで、さらに闘い抜くことを宣言するものである。(以上)